

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年2月13日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	金丸幸司君
	秋山照雄君		赤澤厚君
	松井豊君		有泉庸一郎君

欠席委員（1名）

小浦宗光君

傍聴議員（9名）

議長	清水正二君	伊藤毅君
	加藤敬徳君	清水和弘君
	横山洋介君	五味武彦君
	斉藤芳夫君	山本英俊君
	内藤久歳君	

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切 聡 君	総務部長	望月 映樹 君
教育部長	樋口 充 君	企画財政課長	山田 洋 君
総務課長	小澤 明 君	人事課長	高鳥 悟 君
防災危機管理課長	白神 忠広 君	教育総務課長	加藤 文雄 君
スポーツ振興課長	山岡 広司 君	図書館長	保坂 和也 君
企画係長	田中 貴則 君	総務係長	小宮山 厚 君
人事係長	瀧波 秀彰 君	給与係長	早川 要子 君

防災減災係長	酒井厚志君	教育総務係長	名取藤吾君
スポーツ推進係長	森澤篤史君	総務係長	海野元巳君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	本田泰司	書記	興石文明
書記	中込美智子		

内容

- 1 第2次創甲斐教育推進大綱（案）に対する意見・提言等について（教育総務課）
- 2 甲斐市チャレンジデーの今後の方向性について（スポーツ振興課）
- 3 第3次甲斐市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見・提言等について（図書館）
- 4 遠距離通学定期券購入費補助事業について（企画財政課）
- 5 組織機構の一部見直しについて（総務課）
- 6 派遣職員に関する条例改正の概要について（人事課）
- 7 甲斐市会計年度任用職員制度導入に係る関係条例等の一部改正の概要について（人事課）
- 8 甲斐市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の概要について（人事課）
- 9 令和2年度総合防災訓練等の日程について（防災危機管理課）
- 10 その他

開会 午後 1時25分

○書記（輿石文明君） 改めまして、こんにちは。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに、委員長より挨拶をいただき、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶、滝川委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、こんにちは。

昨晩は対話集会、大変お疲れさまでした。大勢の方が来ていただいて、大変有意義な対話集会だったなという感じがしております。

また、今日あたり、とても暖かい春のような日でありますけれども、またぶり返してくると嫌だなと思っております。

それでは、ただいまより総務教育常任委員会を開催いたします。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、小浦委員は欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、本日の会議を開きます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可いたしますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり会派の割当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

念のため人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2名、新政会1名、進和会1名、公明党1名、甲斐市民クラブ1名、颯新クラブ1名、日本共産党甲斐市議団1名となります。

それでは、次第の3、内容に入ります。

内容の（1）第2次創甲斐教育推進大綱（案）に対する意見・提言等について、担当より

説明をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） よろしくをお願いいたします。

第2次創甲斐教育推進大綱（案）に対する意見・提言等につきまして、ご説明をさせていただきます。

総務教育常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

説明に入ります前に、今回、計画書につきましては、字句等、誤字脱字等の修正が主でしたので、改めて配付はさせていただいておりませんが、本日のこちらの資料によりまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、改めまして1番の議員からの意見・提言につきましては、4名の議員さんから10項目の意見・提言をいただいております。意見・提言の内容及び市の考え方につきましてご説明をいたします。

ナンバー1、朝食・昼食についての調査や記述はあるが、長期休業中の食についての調査はない。必ず何%かの児童生徒は満足に食事が取れていないはずである。その調査、サポートは教育と福祉の連携で解決してほしいとのご意見・提言を頂戴しております。

これに対しまして、市の考え方としましては、学校ではアンケートの中で朝食の摂取状況を確認しています。また、長期休業前に睡眠、食事、運動を適切に取るよう3者面談などを通じ、保護者及び児童生徒と話しをしています。対話の中で必要のある場合につきましては、福祉課等関係課との連携も行ってまいりますという回答となっております。

次に、ナンバー2、就学前に発達障がいが発見されずに来た場合であっても、その子に合った教育や技術への道しるべを示す必要があるので、できるだけ専門性のある教師を各校に配置してほしいとの意見・提言に対しましては、市の考え方としまして、各学校の実態を踏まえながら、専門性を持った教員を配置できるよう、県に人事上の要望をしています。また、県や市で発達障がいに関する研修を実施し、専門性を高めるようにしておりますという考え方でございます。

ナンバー3、子供の相談にSNSを使う事業を県でやるように希望してほしい。また、正しい使い方を専門家に教えてもらうべきではないか。中途半端な対応はかえって犯罪に巻き込まれたり、だまされたりするとの意見・提言につきましては、市の考え方としましては、他県の先進事例や国のモデル事業の実施結果等を調査し、県への要望も含め検討をしますというものでございます。

ナンバー 4、グローバルな人材育成も大事ではないか。世界に通用する人材を甲斐市から出したいとの意見・提言に対しまして、市の考え方でございますが、小・中学校は義務教育段階として基礎・基本を身につけさせるとともに、質の高い芸術や文化に触れる機会を作り、豊かな情操を育んでいきたいと考えております。また、キャリア教育や学校行事等の豊かな体験を通して将来に夢や希望を持ち、自分を常に高めていこうとする意欲や態度を身につけさせていくことが将来的に世界に通用する人材の育成につながっていくと考えます。

スポーツの観点からは、ラグビーワールドカップや今年開催のオリンピック及びパラリンピックなどの影響により日本ではスポーツを初め、さまざまな分野でグローバル化が広がっています。市においても、時代に即した柔軟な対応を求められていることからスポーツの価値や効果を再認識し、国際的な視野を持ったグローバルな人材育成を推進するため、国・県及びスポーツ関連団体等に育成プログラムなどの指導を仰ぎ、対応力やチャレンジ精神、またコミュニケーションスキルを習得したスポーツ選手の育成に努めたいと考えていますとしております。

ナンバー 5、リーフレットの子供版を作成して、先生から子供たちに説明する場面を作ってくださいとの意見・提言でございます。

市の考え方としましては、全教職員にリーフレットを配布をしまして、職員会議等で理解を深めるとともに、教師から子供たちに創甲斐教育の理念や内容について説明していく機会を設ける場面を作るよう、各学校に依頼したいと考えております。

めくっていただきまして、ナンバー 6 お願いいたします。

創甲斐教育「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」を子供たちから父兄までが合い言葉になるような活動をしてほしいとのご意見でございますが、市の考え方でございます。各学校の保護者会、PTA総会など、保護者の集まる場面や教育委員会の各種催し等において、積極的に創甲斐教育の基本理念について周知をしていきたいと考えております。

7 番でございます。

スポーツ施設がもっと手軽に利用できる工夫が欲しい。例えば、甲斐市民はマイナンバーカードがあれば個人でも利用できるなどとの意見を頂いております。

市の考え方でございますが、スポーツ施設を利用するには団体登録をさせていただいておりますので、個人のマイナンバーカードでの登録は現在のところ考えておりませんという内容でございます。

ナンバー 8、地域のプロスポーツ選手の把握をして、アピール活動をしてほしいとの意

見・提言でございます。

こちらに対しましては、市では、既に拠点を置く日本女子プロバスケットボールチームの山梨クィーンビーズを中心に、ヴァンフォーレ甲府や竜電関などのプロスポーツ選手の応援、また普及宣伝を行ってきております。ほかにも、市内出身の元プロ野球選手やオリンピックが多数いることから、行政とのタイアップを進めていくとともに各種競技における市内スポーツ選手の成長を注視し、地域活性化につながる取組を推進しますという内容でございます。

ナンバー9、施策の柱の2として、家庭、地域、学校の連携強化を上げています。学校教育も大切ですが、まずは家庭教育が重要ではないかと考えます。保護者を対象とした家庭児童相談室とか食育教育等々の開催を行い、家庭環境や子育て環境の改善に対する支援の充実をより一層図っていただきたいとのご意見につきましては、ここで米印で記載をさせていただいておりますが、さきの柱2につきましては現行の計画となっておりますので、基本方針の3の家庭、地域、学校による教育の推進の3項目1、家庭、地域の教育力の向上の内容として回答させていただきたいと考えております。

それでは、改めまして市の考え方のほうをご覧くださいまして、家庭教育は子供の健全育成の土台となるものと考えます。第一次創甲斐教育において、子育て支援課では子育て教室、子育て学習会の開催を通して、育児に関する知識、技術の習得、仲間づくり、また健康増進課ではファミリー食育教室、親子で食育教室の開催を通し、食習慣や健康な体づくりをサポートしてきました。学校教育課では通年、子供の発達、就学、家庭教育に関する相談を行っております。第2次大綱におきましても、引き続き家庭教育の充実を図ってまいりますという内容でございます。

ナンバー10、60ページの多様性を包み込む教育の推進で、LGBTsに関する支援や対応等についても必要であると考えます。ただし、対応に配慮が必要であることも考えなければなりませんので、性について検討の余地もあるとの意見・提言に対しまして、LGBTsに対する理解や、具体的取り組みが社会的な課題となってきたことは認識をしています。LGBTsの問題の根底は、性的マイノリティ者を偏見や差別で見ることなく、一人の人間として尊重していくことであり、人権教育の領域に包括されるものであると考えます。

創甲斐教育推進大綱では、人権教育の充実を具体的策として掲げています。LGBTsについては、今回記載いたしません、社会の状況や甲斐市の子供たちの実態を踏まえつつ、次期大綱において記載の必要性について検討しますとしております。

なお、LGBTとLGBTsの注釈を意見・提言の内容の下の方に記載をさせていただ

いております。

次に、3 ページのパブリックコメントの実施結果につきましてご報告をいたします。

12月16日から1月9日まで実施をいたしましたパブリックコメントにつきましては、意見等は寄せられておりませんので、ご報告をいたします。

3番のその他の修正箇所等につきましてでございますが、冒頭でもお話をしましたとおり、言葉の表現ですとか句読点など、それから誤字脱字等、表現の修正が、あと軽微な変更はありますが、大きな変更、修正はございませんでしたので、今回は計画書のほうは配付を省略させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） いかがですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

それでは続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、1 ページ目の一番最初のところなんですけれども、3者面談等で保護者、児童等と対話の中で必要であればということなんですけれども、これは各先生方にはこういったことを徹底してふだんの生活状況も見ていけば何となく担任の先生は分かるかと思うのですが、そういったことも徹底はされているのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） すみません、所管は学校教育課になりますが、生活指導の担当の先生がおりますので、その先生を中心に校内では徹底しているものと考えております。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 大綱なので、どこまで細かくということもあると思うんですけれども、

そういったことのいわゆる子供の貧困とか、そういったことにも関わってくるのだと思いますので、その体制をどういうふうに行っているかというのも今後検討もしていただいたほうがいいのかなと今気づいたので、すみません、次回の大綱のときにまた参考に考えていただければと思うんですけども。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） その点は学校教育課のほうに伝えまして対応のほうを検討するようにさせたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員から質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第2次創甲斐教育推進大綱（案）に対する意見・提言等についてを終わります。

続いて、教育総務課関係のその他を行います。

初めに、教育総務課より報告をお願いいたします。

加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） それでは、3月の定例議会の案件になりますが、補正予算の計上を1件予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

本件は定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より教育総務課関係をお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

それでは、ないようですので、以上で教育総務課関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れ替えのための暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

続いて、(2) 甲斐市チャレンジデーの今後の方向性について、担当より説明をお願いいたします。

山岡スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長(山岡広司君) ご苦労さまです。

それでは、スポーツ振興課より甲斐市チャレンジデーの今後の方向性についてということでご報告をさせていただきます。

資料4ページをお願いします。

チャレンジデーにつきましては、2010年、平成22年度から参画をしまして、チャレンジデーにつきましては、スポーツの振興、健康づくり、世代、地域間交流、まちづくりを目的に自治会や職場、学校等が一丸となり、様々な取り組みを行ってきたところでございます。

今年度、令和元年度になりますが、節目の年となる10回目の対戦で参加率が91.6%ということで、過去最高の参加率を記録し、所期の目的を十分に達成をしたと判断ができることから、今後新たなステージへの躍進が求められる状況でございます。

チャレンジデーにつきましては、皆さんご存じのとおり、5月の最終の水曜日に15分以上継続をして運動、スポーツをした参加率を競う事業でございます。今年度の参加状況でございますが、全国で119市町村の参加でございました。県内につきましては、南部町と富士吉田市と甲斐市ということで参加をしていた状況でございます。過去の成績でございますが、1回目が平成22年度、大分県中津市、最初の大会で81.3%ということで勝利をさせていただき、2回目につきましては、東日本の震災の関係で対戦がございましたので勝敗がございません。8回目になりますが、平成29年度、こちらにつきましては秋田県大仙市と鹿児島県霧島市の三つどもえの勝負ということで1勝1敗。10回目、令和元年になりますが、秋田県由利本荘市ということで、過去最高の91.6%という参加率でございました。勝敗につきましては7勝3敗1分け、10回で1つ違いますが、こちらは8回目の大会で2市と戦った状況でございますので、7勝3敗1分けという状況でございます。参加率につきましても、第10回目で最高の91.6%という参加率で市民の方々の団結と健康づくりに十分目的を達成できたと考えているところでございます。

このような状況を踏まえまして、2月7日にチャレンジデー実行委員会を開催し、承認をいただきました。その内容が、今後の方針ということで、甲斐市チャレンジデーの参画については今年度をもって終了をし、新たな事業を展開していくという方向性となりました。

新事業につきましては、仮称ではありますが、甲斐スポーツデーと称しまして市民

のスポーツ、レクリエーション活動への参画意欲を契機に、健康への意識と共通の思いを持って参加することにより地域住民の連帯と地域の活性化を促進し、健康で明るいまちづくりを目指すということで目的を考えております。市民全体が一日をスポーツで楽しむことで、スポーツの習慣化、市民一人1スポーツを図る目標を考えております。

概要につきましては、チャレンジデーの後継事業としまして、ラジオ体操を中心に自治会と連携をした事業を実施するとともに、体育施設においてスポーツ体験、講習等を行ってきたいと考えております。

日程につきましては、体育の日に近い10月の第2日曜日を開催予定としたいと考えております。来年度につきましては、オリンピックの関係で、体育の日は7月24日となりますが、例年の10月の体育の日に近い第2日曜日を開催予定と考えております。

主体につきましては、実行委員会を立ち上げて実施をしていきたいと考えております。内容につきましては、まだまだ流動的な部分があります。今後、また実行委員会等を立ち上げて内容等を精査していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

今後の予定でございますが、甲斐市チャレンジデー終了の周知ということで、広報3月号に掲載をし、今まで協力していただきました関係団体には通知を送らせていただきたいと思います。

新規事業の実行委員会の立ち上げということで、5月頃を考えております。その中で内容等を検討した結果を常任委員会、また教育委員会にご報告をさせていただきます。10月の実施に向けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上となります。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 中止は十分理解していいことだと思うんだけど、基本的に合意はやるというものだから、自治会の協力がないと決める人はなかなか参加いいと言ってくれるかどうかというのがあつたし、予算的なものもあるんだけど、そういったものもある程度予算とかそういうものも考えている。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） まず、自治会につきましては、やはり自治会単位でのご

協力というのが非常に大事だと思いますので、今後3月、4月の自治会の説明等でもしっかり説明をして、協力体制を取っていきたいと考えております。

予算につきましては、チャレンジデーの予算が一般会計から50万円、また笹川から60万円ほどもらって110万円で行ってございましたけれども、今回、一番最初ということで、基本的な一般財源の50万円と笹川へ一応後援の依頼をさせていただき、どのくらい後援が来るかと分かりませんが、その中の予算で行っていきたいと考えております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 一応、概略は分かったんだけど、基本的にはスポーツ推進のほうで、地域のスポーツに対してというのは補助金になっているよね、事業に対しては。運動会とか、幾らかという頭は決まっているけれどもそれはどうなのかな。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 確かに、各自治会で運動会や軽スポーツをやりますと、運動会で上限の15万円、軽スポーツで7万円ということでございます。そちらの事業を充てていただいてもそれはそれで支払いをしながら、10月のこの体育の日に皆さんがスポーツをしていただければという考えでございますので、例えば、自治会でその日に運動会を充てるということも全然構いませんし、その補助金も出す予定でございます。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、時期的にも結構この時期にやる自治会が多いじゃない、いろんなスポーツを。当然それはかぶるから、当然あるんだよ。その辺のところをうまく地域に説明されたからって、やっぱりこうやって実施するということは周知徹底してやれば良いと思うんだけど、一応、今特に高齢化社会を迎えるにおいて、こういったスポーツ、健康増進ということは大切なことなので、ぜひ、いい方向に進んでもらえばありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかに委員よりありますか。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） 新しい甲斐スポーツデーに対する実行委員会の設立の実行委員会の構成みたいなのは案が何か出ているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 案はございませんけれども、基本的には体育協会の専門

部、加盟団体競技会を中心に今後どういった団体をとすることは考えていきたいと思いますが、基本は体育協会を中心に考えていきたいと思っています。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） やっぱりこれは自治会対応になっているから、自治会のほうへもある程度、実行委員会的なものを声をかけたほうが、やっぱり大会自体がにぎやかに行えると思うから、その辺のところをちょっとまた検討してみてください。

要望で。

○委員長（滝川美幸君） 要望でよろしい。

○委員（秋山照雄君） はい。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） そのとおりで、自治会が動いていただけないと大会が盛り上がり上がらないということがございますので、その辺も今後検討しながら自治会も含めた中で実施をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに。

よろしいですか。

委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと何点か、2点ですか、お聞きしたいんですけども、例えばこの第2日曜日に固定しちゃうと、例えばここでできないから次の翌週にやりたいとか、いろいろ汎用性が出てくると思うんです。この辺は固定するのは構わないけれども、月内でやってもいいような、そういう柔軟性を持たせないと参加率というのはなかなかできない部分があると思うんです。この辺が固定するのはいかがなものかと私は思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 確かにそのとおりで、今回の事業で参加率を競うかどうか

かというのは、また今後考えていきますが、私たちの中でも10月全体を考えてやっていきたいということも頭の視野に少し入っておりますので、それも含めた中で検討していきたいと考えております。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それから、ここで集中しちゃうということになると、施設の不足が出てくると思うんです。小学校、それから体育館、いろんなもの。では、それをどうやってクリアするのか、前もってこれをやるから省くのか、この辺の考え方はどうなんでしょうか。場所がなければできない、もう既に予約が入っているかもしれない、例えば学校関係であるとか、いろんな子供クラブであるとか、そういった方々は排除しなきゃならん部分も出てくると思うんです。この辺はどういうふうに考えているかお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 確かに、来年度につきましてはまだ周知徹底されておられませんので、その辺はちょっと考慮しながらですが、来年以降、チャレンジデー同様、この日はもう体育の日に近いということで、全体の施設を押さえながらうまく調整をしていきたいと思っております。

○議員（五味武彦君） はい、以上です。

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員はほかにいかがですか。

清水議員。

○議員（清水和弘君） お聞きしますが、先ほどの予算の件なんですけれども、運動会でやると一応、自治会に15万の補助、それから軽スポーツだと7万円ですよ。これは重複してもらうことはできませんよね。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 先ほどもちょっと触れましたけれども、重複はできます。この日にやっていただいて、自治会の事業としてやっていただければそちらのほうの補助金はそれで出します。

[発言する者あり]

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 15万円の補助金と7万円の補助金については自治会が実施したものについて出しますので、この日に充ててもそれは出します。

○委員長（滝川美幸君） 清水議員。

○議員（清水和弘君） 仮に運動会を春やるとしますよね。そのときに15万もらっちゃいま

すよね。そうしたら秋に改めてこれに挑戦すると、別の項目で15万出てくるということで
すね。

〔「15万じゃない」と呼ぶ者あり〕

○議員（清水和弘君） 15万でないから、今予算は分かりませんが、一応、補助金は
出ると。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） すみません、それは出ません。

自治会にはもう15万円が上限ですので、春にやって15万円もらえば、秋にやっても申し
訳ございませんが、その補助金は出ないです。

○委員長（滝川美幸君） 清水議員。

○議員（清水和弘君） そうすると、チャレンジデーに関しては補助金とかそういう手当は何
もないと。補助金は出ないということ。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 手当はございません。

○議員（清水和弘君） 自主的にということだね。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） はい。

○議員（清水和弘君） はい、分かりました。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） ただその日に参加をしていただきたい、その趣旨を分か
っていただき、その日にやっていただきたいということでございます。

○議員（清水和弘君） 分かりました。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市チャレンジデーの今後の方向性についてを終わります。

続いて、スポーツ振興課関係のその他を行います。

委員よりスポーツ振興課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上でスポーツ振興課関係のその他を終了いた
します。

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、（3）第3次甲斐市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見・提言等について、担当より説明をお願いいたします。

保坂図書館長。

○図書館長（保坂和也君） こんにちは。お疲れさまです。

図書館から第3次甲斐市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見・提言等について説明をさせていただきます。

本日の資料の5ページからお願いをいたします。

子ども読書活動推進計画につきましては、現在の第2次計画が本年度で終了することから、来年度、令和2年度からの5か年計画の策定を進めているところでございます。

まず、資料の5ページ、1番として、議員からの意見・提言につきまして、意見・提言内容、市の考え方の説明をさせていただきます。

まず1番、ブックスタート事業において、読み聞かせを始めた時期について、「1歳までに始めている」が2009年の調査で20.7%でしたが、今回57.5%と増加しており、早い時期に関わりを持っているよい結果が出ていると思います。さらに、家庭での保護者の読み聞かせを増すために、保育園や幼稚園などでの読み聞かせの重要さの周知をしてはどうかと思います。

市の考え方としましては、幼稚園・保育園の保護者を対象にした図書館職員による読書推進の啓発活動を行っています。今後も継続して実施をしますということでございます。

続きまして2番、セカンドブック事業の導入もさらに子どもたちに読書意欲を増すので強く要望しますということに対しまして、図書館司書と学校図書館司書が話し合いを行い、小学校の低学年、中学年、高学年及び中学生を対象に、本を選ぶときの参考となるようなリストを作成し、平成30年度より市内の小・中学校に配布をしています。今後も年齢に応じた良い本を選ぶリストを配布することで、家庭での読書を推進し、子どもが生きる力を育むこと

ができるよう取り組むとともにセカンドブック事業について検討していきますということでございます。

続きまして3番、高校生や大学生のビブリオバトルを定期的実施してほしい。そういう観点からも読書活動の推進には意味があります。重要項目ではないかと思えます。

市の考え方としましては、子どもの年代が上がるに従って、読書離れの傾向にあるため、読書に関心を持つような活動を推進していきます。また、ビブリオバトルの実施については今後検討していきますということでございます。

4番としまして、読解力は全ての学問の基礎になります。読解力のある児童・生徒は学力が高いと言われています。

対しまして、市の考え方につきましては、読書により文章などを読み解く力、読解力が養われると考えており、学校での朝の読書活動や図書館で推進している一日一回読書タイム等を通じ、読書が日常での継続した習慣となるよう推進をしますということでございます。

5番目としまして、読書活動推進計画の計画目標に上げている「読書の楽しさと考える力を育むことのできる環境づくり」が重要ではないかと思えます。特に、小学校での教育環境の充実、司書教諭、学校司書の養成とスキルアップにより、児童・生徒の学びを支える環境づくりが大切ではないでしょうか。小学校低学年から読書の習慣が定着するような活動を望みます。

市の考え方としまして、学校図書室の充実を図るため、司書教諭や学校司書は各学校内での自己研さんや市内外での研修への参加を継続し、スキルアップを図ります。また、保護者や読書ボランティア、図書館ボランティアとの連携を図り、読書活動を推進しますということでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして6ページをお願いいたします。

12月16日から1月9日の間に行いましたパブリックコメントにつきましては、意見等が寄せられませんでした。

3番、その他の修正箇所等でございますけれども、昨年11月19日の総務教育常任委員会で計画の内容を説明させていただきました。そのときにも、今回の7ページの表について数字がおかしいのではないかというご意見をいただきまして、再度確認をしたところ、足し算に誤りがありましたので、7ページの数字の訂正をさせていただきました。貸出し人数1,170人でしたが、3,211人。貸出冊数につきまして8,647冊でしたが、1万2,960冊ということで、それぞれ修正をさせていただきました。また、13ページに年齢別の利用状況とい

うことで、内容的に同じような表がございましたので、そこと7ページの表を合わせるような形を取りまして、表中の中学生と高校生を併せた中で中高生という表記で7ページの表の訂正をさせていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 教育部だけではないのですが、パブリックコメントはいろいろところで実施していますよね。ちょっと気になるのは、意見等がもうほとんど寄せられていないと、先ほどのパブリックコメントもそうだし、その前の何かの違う委員会でもそうだったんです。そういうものをこういうことに関して、今までもかなりそういう面が目立っているんだけど、部課長会議でそういうものが部長、ちょっとお聞きしたいんだけど、そういうパブリックコメントがもっと寄せられるような方策みたいなことを話し合うようなことはあるんですか、機会として。

○委員長（滝川美幸君） 樋口部長。

○教育部長（樋口 充君） 各部長が集まりまして、月1回ですけれども、部長会議はしております。

パブリックコメントにつきましては、パブリックコメントを実施する要綱でしたか、がありまして、それに基づいてそれぞれの計画等々でパブリックコメントを実施するものについては確認を取って、そこでパブリックコメントを実施しているわけですけれども、今、委員のお話があったように、意見がほとんどないというお話ですけれども、パブリックコメントを実施しなきゃならないというこういう計画についてはご意見があるなしに関わらず、パブリックコメントのほうはしていかなきゃならないなということは思いますし、また、今、委員のほうからもお話がありましたことは、また部長会議のほうで話しをさせていただいて、今後どういうふうにして皆さんの意見を頂くことが容易にできるのかということをもた話しをしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、部長が部長会議のほうでもそういう話をさせていただければ、昨

日、対話集会の中でも機会があれば、やっぱり意見を持っている人も結構いるわけです。だから、それをいかにしてパブリックコメントとして上げてもらえるような方策をやっぱり部長会議の中でも考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） パブリックコメントなのですが、これについては前にも1回、かなり前ですが、質問したことがあるのですが、広報なんかでパブリックコメントを実施していますということが出て、内容について、例えばこの計画書がどのくらいの範囲に配られているのか、例えばこの読書活動推進計画が何冊くらい、我々だともらっていますけれども、何冊くらい関係者にはいつているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 今回につきましては、まずホームページで全文掲載をさせていただいております。また、冊子等、紙ベースのものにつきましては、図書館につきましては、図書館3館のカウンターのところ周知をしながら配置をしておりました。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 一応、ホームページがあるといっても、なかなか書き物を見ないとどうしても実感が湧かないし、意見が集まらないと思うんです。これは何も、この件だけじゃなくて、ほとんどの件でパブリックコメントが応募というか、意見がないんですよね。やっぱり、これは教育関係もそうだし、図書関係もそうだし、そういうある程度の範囲に刷り物をしなきゃならないから金も多少かかるかもしれないけれども、配らないと意見というのは寄せられないと思うんです。以前にもそういうようなことはちょっと言ったような気がしますが、とにかくパブリックコメントをやって、アライズづくりをするという程度のパブリックコメントならやらんほうがいいので、ちょっとその辺、実際に成果が上がらなければ、パブリックコメントの意味がないので、やっぱりそこはちょっと教育の関係だけじゃないのですが、ちょっと部長会議としてもちょっと考えてもらいたいなということです。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

その件につきましては、先ほど、樋口部長からご答弁いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに委員より質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 最後のページの修正箇所のこと、ちょっと私、前回の資料がちょっとここがない、手持ちになくて、ただ、私、こういう計画案として作っているときに、足し算間違えたとかという程度のことが案だと文章じゃないんですか。公文書というか、そういう扱いにならないんですか。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 申し訳ありません。ちょっと公文書というのはちょっと分からないですけども、今回の修正につきましては、中学校と高校生の数を合算すべきものを、中学校だけの数字で出してしまいました。縦の計算の計算はしたんですけども、全体的なことをちょっとうっかりしてしまいました、このような形になってしまいました。誠に申し訳ございません。

○委員長（滝川美幸君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） これは、私が暗算でちょっと数字違うなといって、図書館へ行って話した話なんだけれども、間違えたまま、もし正式に文章になって出来上がっちゃったとすると、やっぱりチェック機能というのは、じゃ、具体的にどなたがやって、誰のせいでどうして間違えたかということは、正式に計画書として印刷されちゃってから分かったというと、そういう場合にはどういうふうに問題点をどういうふうに解決するつもりなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 今回につきましては数字的なものですので、最終的には私が全部見なければならなかったところでしたけれども、そういったところで申し訳なかったですが、チェック漏れというのが出てしまいましたので、作った職員、また統計を集計した職員等で複数でしておりましたけれども、今回、最後印刷する時点でも気づかなかったということです。申し訳ございませんでした。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第3次甲斐市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見・提言等についてを終わります。

続いて、図書館関係のその他を行います。

委員より図書館関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上で図書館関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れ替えのための暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時12分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

続いて、（4）遠距離通学定期券購入費補助事業について、担当より説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） こんにちは。

企画財政課より遠距離通学定期券購入費補助事業について説明いたします。

資料は7ページになりますが、よろしく願いいたします。

まず、事業の概要であります。県は大学等への進学を契機とした県外への人口転出の抑制を目的に、平成29年4月1日以降に鉄道を利用して県外の大学等に自宅から通学する学生を対象といたしまして、通学定期券の購入費補助事業を実施してきました。平成29年度から令和元年度までの3年間の時限的な事業であります。

本市においても、県の補助事業を活用いたしまして事業を実施してきたところでありますが、今回、県では本事業のこれまでの効果を検証するとともに、令和2年度以降も県外への人口転出の抑制等を目的といたしまして令和3年度までの2年間事業を継続することといたしました。

県事業の概要であります。補助の対象といたしましては事業を実施する自治体で、補助

率は自治体負担額の2分の1以内、限度額は1自治体250万円となっております。事業期間は今年度までの事業となっておりますが、2年間継続することとなりますので、令和3年度までの事業となります。事業期間以外は、これまでの内容と変更なく事業を実施する予定で県は事務手続を現在進めているところであります。他自治体の状況であります。現在、補助事業を実施している県内自治体は本市を除くと次の8自治体であり、全ての自治体が県に合わせて事業を継続する予定と聞いているところであります。

次に、本市の方針であります。県の事業継続に合わせて本市においても事業を継続し、大学等への進学に伴う人口転出の抑制及び竜王駅、塩崎駅の活性化を図りたいと考えております。補助対象期間についても、県と歩調を合わせて令和3年までといたしまして、これまでの3年間から4年間を限度として補助事業を実施するものであります。

これによりまして、表のとおり、交付対象者は平成29年4月1日以降に県外の大学等に通学を始めた者、中央線を利用して自宅から竜王駅か塩崎駅を利用して通学する者などであり、補助金額は定期券購入費の2分の1以内、月額上限1万円、これまでとは変更はございませんが、補助期間につきましては3年間、1年生から3年生までとしておりましたが、事業継続後は大学等が定める修業年限以内、4年以内といたしまして、令和3年度までの補助事業として事業を継続するものであります。

続きまして、1枚めくっていただきまして8ページをお願いいたします。

事業の実績の状況でございますが、平成29年度は対象者10人で補助金額73万4,700円。平成30年度は対象者25人で補助金額207万4,000円でありました。また、今年度は1月末現在で、対象者31人で決算見込額は300万円と予定しているところであります。

以上で通学定期券購入費補助事業の報告、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 10人から31人ということで増えているわけですが、実際に補助を受けなくても通っている人もいるかと思うのですが、全体でどのくらいの数なんですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 最初に、増えている状況につきましては、29年度につきまして、初めて29年度から通学を始めた者ということで、29、30、令和元年度と3年間同じ人もいます。ですので、30年度から始めた人もいます。それで、2倍、3倍というような状況になっているのがこの対象者数の増加ということの理由であります。

なお、もう一つの質問のほうでありますけれども、全体で何人いるかということとはちょっと把握しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） ほかに委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） ないようでしたら委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 一番下の表の補助期間で、令和2年度以降の概要が修業年限以内、4年以内と書いてあるんです。すると、例えば来年度入学した人には4年間出しますよ、ただし、事業期間は令和3年度までですよと、非常に誤解を招くような形なんです。この辺の表現がちょっと分かりづらいと思いませんか。補助期間が4年であり、ところが事業期間は3年度までと、ここの辺はどうなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 県の令和3年度までが事業期間ということの表記にさせてもらっているんですけれども、それと同じ内容になりますので、ここの表記もそうさせていただいたんですけれども、ここで補助期間の4年以内と表記させてもらったのは、今まで1年生から3年生までというのは、29年度入学した方につきまして、29、30、令和元年度、今年度までの3年間までしかなかったんですけれども、29年度入学した人については令和2年度までの4年間補助金を受けられるということで4年以内という表記にさせてもらったところであります。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと分からないのが、今までの概要の中で29年度4月以降にと、以降ですよ、以降ということは、今年の4月以降も該当するはずなんですよ、この表現だと。すると、4年間というのが生きてこない、こういうちょっと矛盾を私は感じるんだけれども、その辺理解がちょっとできないです。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 令和3年度までというふうになっていますので、令和3年度に入学した方については令和3年度1年こっきりの補助になります。そういう意味で4年以内という表記にさせてもらっていることにはなりますが、要綱にもこれから制定するわけではありますけれども、その辺のことを踏まえまして要綱上も分かりやすく表記させていただきたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありますか。
加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） これは大学、専門学校とかでもいいんですか、これは。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 大学等というくくりの中になっていまして、短期大学、専門学校、いわゆる通学定期券を購入できる方であれば大丈夫という制度になっております。
以上であります。

○委員長（滝川美幸君） 加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） では、聞きたいのですけれども、こちらは就学、例えば4年大学に通って、その後の進路というんですか、これは例えば県内、市内に就職とかそういった部分の追跡というんですか、そういうのは検証していますか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 平成30年度に県がアンケートを行ったのですが、132名を対象に61名の方から回答をいただきました。卒業後の居住地ということで、補助を受けた市の方が54.1%いらっしゃいます。卒業後の就業地、働いているところです、それが補助を受けた市ですと29.5%。県内というくりにしますと57.4%ということで、アンケートについては随時行っている状況であります。
以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。
ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で遠距離通学定期券購入費補助事業についてを終わります。

続いて、企画財政課関係のその他を行います。

委員より企画財政課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 以上で企画財政課関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れ替えのため暫時休憩いたします。

ここで10分ほど休憩を取らせていただきます。

再開は35分といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時33分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、（５）組織機構の一部見直しについて、担当より説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） 大変お疲れさまでございます。

総務課から、組織機構の一部見直しについてご説明させていただきます。

資料につきましては、9ページをお願いいたします。

まず、経緯でございます。

山梨県緑化センター跡地を活用した（仮称）甲斐市フラワーパーク&ミュージアム整備運営事業を推進するため、現行の企画政策部秘書政策課内に新たな係を設置するものでございます。

次に内容についてでございます。

（１）組織につきましては、現行秘書政策課の総合政策係は正職員が5人、非常勤職員が2人の合計7人でございます。見直し案では、①総合政策係を現行の7人から正職員3人、非常勤職員2人の5人といたしまして、②新たに緑化センター活用推進係を設置し、正職員4人、再任用職員1人の合計5人の係といたします。ただし、正職員4人のうち2人につきましては、都市計画課整備係の係員、技士等を兼職といたします。また、再任用職員につきましては、調整官、専門官などの職名といたします。

次に、（２）所掌事務でございます。新設する緑化センター活用推進係につきましては、①山梨県緑化センター跡地活用事業に関する事、②といたしまして、山梨県緑化センター跡地活用事業に関する設計、施工、監理に関する事となっております。実施期日は、令和

2年4月1日からとなります。

以上、組織機構の一部見直しについてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これでいくと、人間については再任用職員の1人が実質増で、あとはそんなに変わらないということなのかな。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 7人のところが8人になるというような、2つの係を合わせて8人というようなことを予定しております。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 総合政策係自体が減るとするのは、その辺は事務上、無理はないのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 現在、総合政策係のほうで緑化センター跡地活用の推進事業のほうを行っていること、また総合計画を現在、総合政策係でやっていますけれども、今年度で策定のほうが終了すること等から考えております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） それでは、なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で組織機構の一部見直しについてを終わります。

続いて、総務課関係のその他を行います。

初めに、総務課より報告をお願いいたします。

小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 総務課よりその他といたしまして、2点ご報告させていただきます。

まず、1点目でございます。

3月定例議会におきまして、条例の一部改正及び補正予算の提出をお願いするものでございます。条例の一部改正につきましては、甲斐市固定資産評価審査委員会条例及び甲斐市手数料条例でありまして、いずれも引用法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。補正予算につきましては、情報管理費の執行額の確定に伴う減額補正及び財産管理費の明許繰越をお願いするものでございます。

以上、3月定例議会をお願いいたします案件の説明とさせていただきます。

次に、2点目といたしまして、10日の日にファクスをさせていただきましたが、（仮称）甲斐市フラワーパーク&ミュージアム整備運営事業の賛否を問う住民投票条例の制定のための請求者証明交付申請書が2月10日付で代表者6人の連盟により提出されました。お手元のほうに資料をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

今後の流れにつきまして簡単にご説明させていただきます。

今回、提出となりました代表者が選挙人名簿に登録されているかを選挙管理委員会で確認の後、市から請求者に証明書を交付し、告示を行います。告示後、署名活動が開始となりますが、署名収集期間は1か月間となっております。署名を収集できる方は、請求代表者またはその委任を受けた方が直接行わなければならない、委任を受けた方以外の第三者によってすることも認められていないこととなっております。なお、選挙権を有する者の50分の1以上の署名が必要になりますが、地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12月1日現在、1,235人となっております。選挙管理委員会に名簿が提出されますと、20日以内に有効か無効かの審査を行います。審査が終了しましたら、右側にもありますとおり告示縦覧を7日間行います。この間に、異議申出がある場合は受付をします。縦覧が終了し人数を確定しましたら、提出者に名簿をお返しいたします。請求代表者は、名簿が返ってきてから5日以内に市に本請求をすることとなります。市は申請が適正であるか審査した後、受理通知するとともに告示を行います。申請が出された10日から本請求まで、そ

ちらのほうで色がちょっとグレーになっておりますけれども、そちらにあるとおり約78日間ぐらい、ここまでの間にかかる予定でございます。市は、本請求受理後、20日以内に議会を招集し、市長の意見を付して、条例案を提出いたします。議会は議案を審議し、議決を行います。審議が終了しましたら、市は請求代表者に結果を通知し終了となります。

なお、一番下にも記載させていただいておりますけれども、条例が可決された場合は、交付の日から50日以内に住民投票を実施することとなります。また、参考までに、提出からの想定スケジュールの日程を左側に記載させていただいておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。

以上、住民投票条例制定のための請求者証明書交付申請の受理の報告と今後の事務の流れについての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

定例会の案件は質疑は省略いたしますが、住民投票条例の直接請求については質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと参考に聞いておきたいんですけども、この投票ということになると、住民投票、大体予算はどのくらいかかるのか。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 参考ですけれども、今年度行いました参議院選挙では2,180万円ぐらいかかっております。また、来年度、市単で行います市長選挙につきましては、合計で今のところ2,500万円弱を予定しているところですので、ここまでは実際かからないとは思いますが、その程度はかかるのではないかとこのことを想定しております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結構これは普通の選挙と違って、要するに公職の選挙じゃないので、住民投票だから。だから、ポスターの掲示板とかもそういうものもないわけだから、基本的には。そういうものはきっとそんなにかからない、かかるのかな。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 赤澤委員のおっしゃるとおり、ポスターの掲示とか、あとは今、普通の選挙におきましては、読み取り分類機ということで機械のほうで読み取りを分類いたしますけれども、今回住民投票される場合は、丸かバツかというような条例案が出てきてお

りますので、人間の目で丸かバツか分けるだけになりますので、その辺の経費がかからなくなり、そこまではかからないと思っております。

○委員長（滝川美幸君） ほかに委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 一番最後の行になるんですけども、普通の選挙になると有効投票率とかいうのが出てくると思うんです。この場合、住民投票というのは最低投票率というのか、最低の投票率というものはあるんですか。例えば、50%の投票率は、それはいいでしょうけれども、5%とか10%とかいった場合にこの効力というものはあるんですか、この辺をちょっとお伺いしたい。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 住民投票条例の案によっては、その投票率をうたうところもございますけれども、今回提出していただいている住民投票条例案につきましては、その辺の記載がございません。あくまでも今回につきましては、投票結果の尊重ということで市長及び市議会が住民投票の結果を尊重しなければならないという項目が条文として入っておりますので、そういったことになるかと思えます。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 従わなければならないというのは、反対でも別に構わないということなんですか。いや、私はやるよといった場合に、その効力というものはあるんですか。ここをちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 強制権はありません。

○議員（五味武彦君） ないね。はい、以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で住民投票条例の直接請求については終了いたします。

次に、委員より総務課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと総務課で、この前に甲府の職員が自殺したという経緯があったんだけど、結構仕事の疲労とかいろんな問題があったというような話を聞いているんだけど、うちの場合、そういったことがないと思うんだけど、十分そういった職員がということを知って、そういった教育、そういったものを徹底して職員の指導とか、そういうものを行っているか、それがちょっとお聞きしたいんだけど。

○委員長（滝川美幸君） 望月部長。

○総務部長（望月映樹君） その辺につきましては、ちょうど人事課長もまいりますので、そのときにちょっと聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか、この後になります。

○委員長（滝川美幸君） それでは、よろしいですか。

以上で総務課関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れ替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、（6）派遣職員に関する条例改正の概要について、担当より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） よろしく申し上げます。

人事課から3月定例会に提出する案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、資料の10ページをお願いいたします。

派遣職員に関する条例改正の概要について、説明をさせていただきます。

これは、今年度から2年間、国の内閣府に派遣しています職員に関する手当等の条例改正になります。県外の在勤地に赴任する職員の移転に要する費用について、国家公務員等の旅費に関する法律の規定を準用し、移転料等を支給するものでございます。

最初に、甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございますが、旅費の種類の中に移転料、着後手当、扶養親族移転料を追加いたします。これは、派遣等により住所または居所から移転する際の赴任旅費になります。移転料は引っ越し費用に代わるもので、距離により定額で支給するものでございます。着後手当は、新しい住居に居住する際の諸費用として日当と宿泊料の5日分に相当する額を限度として支給するものです。扶養親族移転料は、赴任の際に扶養親族を伴う場合に、その人数や年齢により支給するものでございます。

次に、甲斐市職員給与条例の一部改正でございますが、給与の種類の中に地域手当を追加いたします。地域手当は、勤務地の地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給される手当で、その対象地域や支給割合は人事院規則において規定されております。甲斐市は支給対象地域に現在規定されていないことから、本市給与条例には地域手当の規定がありませんでした。今年度、職員を派遣しております内閣府は、地域手当支給対象地域に該当することから、給与条例を改正し、地域手当を支給することとします。

なお、この2つの条例改正の適用期日を平成31年4月1日とし、今年度分を遡及適用することとします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ないようでしたら、委員の質疑を終了いたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、続いて傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 内閣府へ派遣というところへ行っているんですか、内閣。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 内閣府の地方分権推進室というところでございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そこへ派遣している目的とか、そういったどういう経緯でそこに行くようになったか、その辺の経過を。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 派遣の経緯でございますけれども、地方分権改革推進室というところは、国の各省庁からとか、あとは全国のそういった地方自治体からの職員が集まって構成されているところでありまして、そちらのほうでいわゆる地方分権というところの内容の業務をしているわけですが、国からの地方分権を推進する上で、地方の意見を吸い上げるとか提案制度というものがあまして、そういった業務を地方と国とのパイプ役というような形の業務をしております。

派遣の経緯は、県から大体1名ずつと派遣をしているような形で、山梨県でも甲斐市の前には山梨県からそちらのほうに派遣をしている職員がいました。2年が派遣期間となっております。前任者が平成30年度で終了するという事で山梨県内の各市に照会がありまして、甲斐市のほうでぜひ派遣をさせていただきたいということで、手を挙げまして甲斐市のほうから1名職員を派遣するという事になっております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員より質疑がありましたら。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 過去に遡っての事例をちょっとご紹介いただきたいんですけども、東日本大震災のとき1年間、市の職員が派遣されたというときにはこの規定は全くなかった、これに充当するものが何か補充したのか、この辺を過去に遡って申し訳ないですけども、もう10年以上たっていることなただけですけども。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 東日本大震災の際に岩手県の陸前高田市のほうに派遣をしておりますけれども、その際にはこの規定はありませんでした。なので、改めて今回条例改正をお願いするんですけども、岩手県の陸前高田市は地域手当等はございません。そのほかに旅費ですとかは移転料とかはなくて、向こうで住居ですとかそういうのは災害の復興住宅みたいなのが、やはり応援の職員がいましたので用意をされておりました。そういった関係で市のほうの手当といえますか、手当自体、お金の支給はしませんでしたけれども、住居に係る家財道具等の支給をさせていただいております。あとは、災害派遣ですと、災害派遣手当と

いうものが別にございまして、それは既に規定はされております。それは派遣をしている陸前高田市のほうで職員のほうに支給をするというような形になっておりまして、それは全て職員のほうに支給ということになっています。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 最近あれはどこだ、地震で市の税務課とかいろんな方が行って、あれは短期で3日、4日で派遣されたということはありますけれども、仮にこの規定が適用されるのは、例えば向こうに住居を構えたときだと思えますよね。その前に、例えば災害復旧のために1週間行った、10日行ったという場合は、地域手当とかそういったものはどうなんでしょうか。要請の公共団体が持つとかいうことはあり得ると思うんですが、そういった場合は、この地域手当とか何とかとかいうのは加算されるものなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） こちらの地域手当のほうは、あくまでも住所をそちらに移して、そちらに居を構えてということで、そういった場合に支給を考えています。災害の場合とかも陸前高田みたいに1年とか2年とかという、そういうところで住居を変えてする場合は、そちらが対象地域であれば支給の対象にしたいと思いますけれども、短期間の派遣ですと、当然住むところがアパートとか、そういう民間のところを借り上げるわけではなくて、向こうが用意する公共施設だったり、またはホテルだったり、そういうところを手配しているので、地域手当とかの支給は対象としません。

○議員（五味武彦君） はい。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で派遣職員に関する条例改正の概要についてを終わります。

続いて、（7）甲斐市会計年度任用職員制度導入に係る関係条例等の一部改正の概要について、担当より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 続きまして、会計年度任用職員制度導入に係る関係条例等の一部改正の概要につきまして、説明をいたします。

資料の11ページをお願いいたします。

会計年度任用職員制度につきましては、以前より説明をさせていただいているところですが、今回は甲斐市全体の例規の中で、現行の甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の規定を準用しているものや、賃金や委嘱等の文言を報酬や任用等に改めるものであります。また、予算科目の7節賃金が廃止され、1節の報酬に一本化されることから、8節報償費以降の予算科目が順次繰り上がりますので、予算の比較をする際にはご留意をお願いいたします。

なお、関係する条例等は54件の一部改正と2件の廃止となります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 条例規則の廃止は中身は何でしたっけ。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 現在使っております甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例とその規則でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） ないようでしたら、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市会計年度任用職員制度導入に係る関係条例等の一部改正の概要についてを終わります。

続いて、（8）甲斐市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の概要について、担当より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 続きまして、甲斐市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正

の概要につきまして、説明をいたします。

資料の12ページをお願いいたします。

職員の育児休業等につきましては、現在、正規職員のみ適用となっておりますが、来年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、国・県と同様の規定に基づき、市の条例等の改正を行い、会計年度任用職員におきましても育児休業等を適用することとするものであります。

主な改正内容は、正規、非正規を問わず、全ての職員が育児休業を取得することができることとなりますが、在職期間が1年未満の者や子どもが1歳6か月までの間に任期が終了する職員は育児休業が取得できません。そのほかに、育児休業の期間や再度育児休業を取得できる特別な事情を規定したり、部分休業を取得できる要件等を規定するものであります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 参考までに聞かせてほしいのですが、今、国のほうでも男性の育児休業ということで騒がれて、小泉大臣が取るということで宣言してやっているんだけど、本市で男性で育児休業を取ったという、今まで経緯があるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 以前、1名育児休業を取った職員がいます。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、結構報道等でもにぎやかにしているし、環境は結構取りやすい環境にはなっているんだよね。できるだけそういったものも子育て、今から当然、少子化対策じゃないけれども、子どもを育てやすい環境にするには、やっぱりそういったもので休んだ中で子育てできるような環境づくりをまたうちのほうもできるだけそういう環境づくりを、今後も男性が取りやすいような環境づくりをしてもらえればありがたいと思います。やっぱりその辺をまたよろしくお願いたしたいなと思います。

○委員長（滝川美幸君） 要望でよろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、育児休業等の等って、確か介護とかも入っていた気がするんですけども、介護は入らないんですか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 介護も入ります。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） その規定がまるっきり載っていないんですけども、この対応というのはどういうふうに正職と一緒に基準を設けるのかどうかということはどうなっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） すみません、この育児休業の条例の中ではなくて、職員の勤務時間等の規則の中に介護休暇、介護時間というものが規定されていまして、そちらで会計年度任用職員の方も介護休暇、介護時間が取得できるというふうになっております。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑がありましたらお願いいたします。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の関連の中だけでも、等というのはそこに含まれると言いながら、介護で別のほうでそんなことをやっているという、それは矛盾する部があるので、それはちゃんとやっておかないと、これ育児休業といっているのに、そのほかにも含まれるというのはおかしい話であって、それはもうその等というその位置づけが何かという、今質問をしたと思うんだけども、それが何をどれに含まれるのかということろをちゃんと説明して、それは、今、課長が言った説明は、もし違っていたら違っているとって、介護については、ほかのところ規定をしているということでない、整合性が取れないから。それはどうなんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 申し訳ございません。

今の育児休業等に関する条例の一部改正の概要の育児休業等には、育児休業のほかに部分休業があります。1日の中で時間で休業を取るという、それがすみません、育児休業等の等に入っています。

先ほど横山議員さんがおっしゃられた介護休暇、介護時間は、別の職員の勤務時間休暇等の条例、規則の中に規定をされていまして、すみません、含まれていなくて、そちらの違うほうに規定をしていて、会計年度任用職員も適用するようになっていきます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の概要についてを終わります。

続いて、人事課関係のその他を行います。

初めに、人事課より報告をお願いいたします。

高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） その他で、3月の定例会に提出する案件につきまして、もう1件報告をさせていただきます。

先ほど説明させていただきました派遣職員に関する手当等によります増額の補正予算と、今年度、人事給与システムの入替えに伴います執行差金が生じたことによります減額の補正予算を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

本件は定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より人事課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 先ほどはすみませんでした、部長。

表で聞いたらあれなんですけれども、甲府市で本当に不幸な40代という、ちょうどまだ働き盛りの男性が自殺したということで、聞くところによると、かなり過労と仕事が結構きつかったというようなことがあってああいうことになったらいいんですけれども、うちは当然ないと思うんですけども、そういった対応というか、当然、上司がその辺は十分把握してやっているとは思うんですけども、その辺の指導等は今どのような体制でやっているかちょっと教えていただけますか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 職員の健康管理といえますか、そういうところにつきましては、赤澤委員さんのおっしゃられたように所属長が管理をさせていただいています。そんな中で、直接、職員が悩みだったり、体調不良だったり、そういうところを相談するのも直接するの

はなかなか難しいところもありますので、甲斐市には安全衛生委員会というのがありまして、そちらに産業医を設けています。産業医は精神科の医師でして、そちらのほうに相談をする体制を整えていましたり、また、ストレスチェックというものでストレスのあるかないかというようなところの予防をするためのチェックを行って、そちらのほうで高いストレスがあるというような数値、基準になった場合には、そちらの方に対して、直接、保健師だったり、またそういった産業医等の相談を持つように働きかけをして、そういったメンタルですとか、そういう部分のケアをしております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 最近、相談うか、そういったところに来た件数か何かはあるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 今年度ですけれども、数件はそういった心の悩みだったり、そんなところの相談は受けております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的にいろんな、当然、今言ったストレスとか仕事の過労とか、いろいろ原因があると思うんだよ、それは。当然、そこで相談に行って、人事課としてその後のフォローというか、そのよく相談に当然乗って、内容等をよく聞いた中で対応をしているとは思いますが、そのフォローをきちっとしておかないと、あとは休業を取っても社会復帰はなかなかできないというような状況になりかねないので、やっぱり人間だから、当然いろんな体調不良もあるし、ストレスがたまる、いろいろあるとは思いますが、そのフォローをきちっとして、ああいう甲府市のようなことのないようにきちっとして体制を整えておいてほしいと、これは要望で結構ですので、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 要望ということですので、よろしく願いいたします。

それでは、そのほかにありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上で人事課関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れ替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時13分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、（9）令和2年度総合防災訓練等の日程について、担当より説明をお願いいたします。

白神防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 防災危機管理課から令和2年度の甲斐市総合防災訓練等の日程について、ご報告いたします。

総務教育常任委員会資料の13ページをお願いいたします。

ここ数年の間に、全国各地で発生しております地震災害、台風や集中豪雨による災害の教訓として、地域防災力の重要性が指摘されております。市では、自助・共助による地域防災計画の防災力の強化を図ることを目的に各種訓練を実施しており、令和2年度の訓練日程についてのご報告をいたします。

1の甲斐市総合防災訓練であります。令和2年8月30日日曜日に開催予定となっております。開催時期につきましては、さきの12月定例議会でご質問をいただき、自治会連合会、消防団の意見を伺い、検討してまいりたいという形にさせていただいております。令和2年度におきましては、例年どおりの日程にて計画をし、併せて開催時期に関する検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

実施方法としましては、各自主防災組織における訓練と敷島地区での関係機関合同訓練を実施する予定となっております。また、各自治会の年間行事予定に反映していただくため、1月21日に開催日程について自治会に通知をいたしたところであります。5月の防災事業説明会や広報紙8月号において、広く周知を図る予定となっております。

2の甲斐市地域防災リーダー養成講習であります。令和2年6月10日の水曜日から7月12日の日曜日の期間に開催をする計画となっております。

実施方法としましては、各自治会、あるいは自主防災組織からの推薦者や一般応募者を対象といたしまして講習や実習訓練など600分、10時間を3日間に分けまして実施する計画となっております。5月の防災事業説明会や広報紙5月号で周知をし、参加者を募る予定であります。

3の指定避難所運営訓練、宿泊体験であります。令和2年10月3日土曜日、4日日曜日を計画しております。大規模災害時の避難所生活を想定した訓練であり、地域防災リーダ

一講習の修了者に向けたフォローアップとしての避難所運営訓練という側面も持っております。一般参加者におきましては、避難所の宿泊体験により日常生活とは異なる状況となることを理解していただき、防災意識の向上を図る目的となっております。令和2年度は敷島地区の指定避難所において実施する予定となっております。同じく5月の防災事業説明会や広報誌等で周知をし、参加者を募る予定となっております。

4のその他といたしましては、浸水想定エリア内にある指定避難所1か所をモデル地域とした水防訓練の実施を検討しております。自治会や地域防災リーダーと協議を行いまして、計画をしてみたいというふうに考えております。

以上で総合防災訓練等の日程等についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 日程等はこの前も出ているとおり、8月の暑い時期にあえて決定したほうがいいということで、これは2年度から検討と、今、課長のほうから報告があった、それは実施日はいいんですけども、内容が基本的にある程度、水害とか、地区によって水の危険なところと、それで北部のほうは山崩れ、崖崩れが想定されることなんだよね。それに合った、やっぱりある程度、行政のほうでも指導をして、訓練をしてもらうような方針を取ったらどうなのかな。皆、ただの普通の防災訓練じゃなくて、そこの地域に合った、ここは水の災害で結構危ないということは、そうすると当然、高台へ避難するとか、ふだんからそういう地区でやっていくのが地域に合った危険性に合った防災訓練というのを実施していくのを指導をしたらどうかと思いますが、どうなんですか、その辺は。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 今まで行っております各自治会等の防災訓練におきましても、やはり自治会ごとにやっていただくということで、当然、水防であったり、土砂災害であったりも対象という形ではやっておりました。ただしかし、実際にやはり水防の訓練方法が分からないとかいうようなご意見をいただいた中で、今年度はちょっと水防のほうは新たにやってみて、また、そのものを浸水地域には広げていこうという形で考えております。

あとはまた、土砂災害等におきましても、地域の中でご相談をいただければ、また、それ

の訓練等を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、それを考えてもらうのは結構だけれども、要望があればじゃなくて、要するにこっちのほうから、行政のほうからこういった危険性があると、そこがこの地区は。それに合ったやっぱり防災訓練をするような指導をしたらどうかと思うんだけど、それはどうですか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） そうですね、当然、全く白紙のところからというのは非常に難しいものとは考えております。ただ、自治会の中で、やはりこういうことをやっていきたいということがあって、行政主導ではなくて、自主的にこういう訓練をやっていきたいんだよというところを勧めていきたいというふうな考えがございまして、進めております。

あとは、水防とかの問題でありますと、やはり事前に避難勧告等が出せることがございます。ただ、地震については突発的に来ってしまうということで、やはり地震の避難形態を水防にも使えるということから、地震が今まではちょっとメインというような形になっておりましたけれども、決して市として、地震だけを考えているということにはございませぬので、そこも含めまして、また自治会、自主防災組織等にお話をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひ、それを行政のするのが自治会なんだけれども、こういったところはこういった危険があると、その上に合わせてやっぱり防災訓練を行ったらどうだという指導をやっぱりする必要がお互いにあると思うんだよね。いきなり多分、水害が来たら、さあどうする、どうすると迷うんじゃないくて、その地区で、早くいえば竜王地区で、あつてはならないんだけど、釜無川が氾濫したと、そうなったら、じゃ、どこへどう逃げる、そういったことをふだんからそれに合わせた防災訓練とかそういったものを、北部では山崩れ、そういったものに対応できるような防災訓練を、その地区に合ったね、しておくことも必要だと思うんだよね。だから、ぜひ、当然自治会の要望もあるし、いろいろな難しさもあるんだけれども、できるだけそういった情報を自治会に知らせて、それでそれに合ったような防災訓練をするような形を自治会のほうに指導するというか、そういった情報を入れていくことが必要だと思うので、ぜひその辺もそういう方向で自治会のほうには要請じゃない

んだけれども、指導というか、そういったものをしてもらえればありがたいんですけども、
どうですか、最後。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） そうですね、やはり今までは全体を集めた中で、今まで
どおりというような説明がちょっと強かった傾向はございますので、ご意見をいただいた中
に、今いう、もうちょっと丁寧な説明をして、新たな訓練を啓蒙できるようなことにしてい
きたいと、こういうふうに考えております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑はありますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この防災訓練の日程とかが今、ここに示されたようなんですけど
も、この日程と同時に、今までも言われている避難所の見直しとか防災マップの見直し等
どのように考えられていますか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 避難所の見直しというのは、水害と地震によって違うの
ではないかというようなことだと思います。今22か所のうち、当然重なってはおるんです
けれども、地震の場合は体育館を主に使うと、水害の想定される地域については校舎の2階
以上という形で、今回、やはりその辺も周知が不足していたということもございましたので、
併せてその辺を進めてまいりたいというふうに思っています。

また、災害マップというか、ハザードマップという形で水害のところも出ておまして、
県のほうで荒川水域のものが発表されたときに、また甲斐市の浸水のハザードマップも更新
をしていく予定で今準備をしているところであります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で令和2年度総合防災訓練等の日程についてを終わります。

続いて、防災危機管理課関係のその他を行います。

初めに、防災危機管理課より報告をお願いいたします。

白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） それでは、その他ということでご報告をさせていただきます。

3月定例会におきまして、条例の一部改正を予定しております。

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴いまして、条例の一部改正を行う必要があるためでございます。

次に、3月定例会における増額補正予算と繰越明許のお願いであります。

補正予算につきましては、台風19号における水防対策に伴います、消防団の出動手当の増額補正をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費についてであります。県道田富町敷島線の街路工事に伴いまして、古村地区の防災行政無線子局の移設工事費と撤去する火の見やぐらの代替施設となる消防ホース乾燥塔の建築工事費につきまして、本年度内での予算執行が困難となったため、繰越明許をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

本件は定例会の案件ですので、質疑は省略させていただきます。

次に、委員より防災危機管課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上でその他を終了いたします。

続いて、次第の4、その他に入ります。

委員より常任委員会関係でその他何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

事務局よりありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、以上でその他を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時26分